

【別添2】

津山市立久米こども園運営委託事業者 選定基準

津山市こども保健部

平成28年7月

津山市立久米こども園運営委託事業者選定基準

委託事業者の選考は、公募型プロポーザル方式による。

具体的には、提出書類（Ⅰ.法人に関する書類、Ⅱ.現在運営している認可保育所等の状況に関する書類、Ⅲ.企画提案に関する書類）並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の選定基準の各項目をそれぞれの視点から考慮して総合的に審査し、各項目の配点に従って採点した上で選考する。

【 項 目 】

1. 経営理念等

| 審査内容 | 視 点 |
|---------------|--|
| 経営理念等 (5点) | 1 法人又は事業者として、保育所型認定こども園を運営するにふさわしい理念を持っているか 2 本事業に参加する強い意欲が感じられるか |

2. 組織体制・財政基盤

| 審査内容 | 視 点 |
|-------------------|--|
| 組織体制・財政基盤 (5点) | 1 法人の組織体制は安定しているか 2 法人の財政基盤は安定しているか |

3. 事業方針（既存園の運営実績・現況、久米こども園運営に係る方針・計画・考え方など）

| 審査内容 | 視 点 |
|---------------------------|--|
| ① 保育サービスの理念・基本方針 (10点) | 1 既存園の保育理念及び理念に基づく基本方針は保育所保育指針等に照らして適切か 2 当該理念・方針が職員や利用者に周知されているか 3 保育所型認定こども園として、どのような理念や基本方針を掲げて運営したいと考えているか |
| ② 組織・事業の運営管理 (5点) | 1 事業者自らが事業環境や経営状況を的確に把握・分析して課題を発見し、対応を図っているか 2 公認会計士等による外部監査が実施されているか 3 岡山県の指導監査の指示・指導事項に適切に対応しているか |
| ③ 人材の確保・育成 (10点) | 1 既存園において人材育成は適切に行われているか 2 久米こども園において、必要な人材の確保は可能か (特に、3歳児以上のクラスに幼稚園教員免許状と保育士資格を併有する職員を配置可能か) 3 保育所型認定こども園として、どのように人材を育成していくか |
| ④ 地域等との交流・連携 (5点) | 1 地域住民や小学校、他の教育・保育施設との積極的な交流・連携を図っているか 2 その他関係機関・団体との適切な連携を図っているか 3 ボランティア・職場体験の受入など、事業者が有する機能等を地域に還元しているか |

| 審査内容 | 視 点 |
|--------------------------|---|
| ⑤ 利用者本位の福祉サービス (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の満足度向上の取組を行っているか(保育サービス以外の接遇等の一般的サービスについて) 2 一人ひとりの保護者との日常的な連絡のほか、個別面談、クラス懇談会など、保護者との情報共有や園運営に理解を得るための機会を定期的に設けているか 3 利用者からの意見・相談への対応や苦情解決の体制・仕組みが確立され、十分に周知・機能しているか |
| ⑥ 保育サービスの質の確保・向上 (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 個々の保育サービスの内容について、標準的な(望ましい)実施方法が職員間で共有され、確実に提供されているか 2 保育サービスの内容について定期的に評価を行う体制を整備し、課題があるときは改善策・改善計画を立てて実行しているか 3 利用者に関する保育サービス実施状況の記録・管理や活用が適切に行われているか |
| ⑦ 子どもの発達援助 | |
| ア 保育計画・指導計画 (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 保育計画は、保育の理念・基本方針、津山市における就学前教育・保育カリキュラム、地域の実態、保護者の意向等を踏まえて作成されているか 2 保育計画には、他園と比較して特色ある取組が盛り込まれているか 3 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定しているか |
| イ 保育 (10点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 発達段階や個性の違いを踏まえた丁寧できめ細かな保育に取り組んでいるか 2 基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるための保育に取り組んでいるか 3 人権教育・特別支援保育に取り組んでいるか |
| ウ 健康管理 (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアル等に基づき子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施しているか 2 健康診断等の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させているか 3 感染症等発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知しているか |
| エ 給食・食育 (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの喫食状況や地場産食材の使用を考慮して献立を作成しているか 2 家庭(保護者)を含めた食育の取組や食事を楽しむことができる工夫を行っているか 3 アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、専門医からの指示を得て適切に対応しているか |
| オ 保育環境 (5点) | <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもが心地よく生活することのできる家庭的・衛生的環境づくりに取り組んでいるか 2 発達段階や一人ひとりの(教育的)ニーズに対応した適切な施設・設備の確保に取り組んでいるか 3 身近な自然や地域社会に接するための活動に取り組んでいるか |

| 審査内容 | 視 点 |
|----------------------|---|
| ⑧ 安全確保・事故防止 (10点) | 1 調理場等の衛生管理や事故防止対策、利用者のプライバシー保護は、マニュアルやチェックリストに基づいて適切に実施されているか 2 各種の事故（遊具、水遊び等に関するものを含む）、災害等の発生や不審者の侵入時の危機管理マニュアルがあり、その内容が全職員に周知徹底されているか 3 虐待が疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、得られた情報が速やかに園長（必要に応じて児童相談所等の関係機関）に届く体制になっているか |

4. 久米保育所を保育所型認定こども園として引き継ぎ、運営するに当たっての考え方について

| 審査内容 | 視点 |
|--------------------|--|
| 運営方針等について (10点) | 1 久米保育所の運営を保育所型認定こども園として引き継ぐことに伴う課題とその対応策や、通常保育、特別保育、各種行事、園運営の方法等の継続性の確保、全般的な運営の方向性等についての考え方 2 久米保育所の現職員が新しい事業者での雇用を希望した場合についての考え方 3 自法人の委託事業者としての適性・優位性等についての考え方 等 |

問い合わせ先：津山市こども保健部こども課こども政策係

電話 3 2 - 2 1 7 9

Fax 3 2 - 2 1 6 1